

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

近年、様々な分野で活動をする女性が増えてきていますが、政治や行政、事業所などにおける意思決定過程への女性の参画は十分とはいえないのが現状です。

働く女性を取り巻く環境については、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令の改正により、制度面での整備は進んできているとともに、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行（令和3年一部改正）され、政治分野における男女共同参画に資する取り組みが推進されています。

一方で、令和4年（2022年）7月に世界経済フォーラムから発表された、日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位と先進国で最低の順位でした。我が国は、経済と政治分野における意思決定に参加する機会等における男女格差が非常に大きく、管理的職業従事者に占める女性の割合は、世界的にみても際立って低い水準となっています。

このことから、今なお様々な面で格差が存在しており、仕事と家庭生活の両立を希望する女性の要望が十分には満たされていないなどの現実があります。

家庭生活や地域活動においても、性別によって役割や参加に偏りがみられますが、その要因には男性の仕事中心の生活が大きく作用しています。

このため、女性にとっては、政策・方針決定過程などへの参画機会の拡大や雇用機会の均等と待遇の確保を図り、男性にとっては、家庭生活や地域活動への積極的な参画を促進し、誰もがともに家庭、職場、地域社会においてバランスのとれた生き方を可能とする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた環境の整備に努めます。

また、これらの取り組みによって築かれた男女共同参画社会では、性別にかかわらず社会的・経済的な安定と生活環境の整備がもたらされることから、本市が抱えている少子高齢化の克服といった大きな課題の解決にもつながるものと期待されます。

---

### ジェンダー・ギャップ指数とは

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

年齢や性別に関わらず誰もが、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し実現できること。

---

## 基本方向1 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

### <現状と課題>

女性が政策・方針などの決定の場へ参画することは、各種の政策に女性の意見を反映させるためにもとても重要なことです。本市においては、平成13年度から「各種委員会・審議会等の委員選任等に関する基準」の中で、国と同様の登用目標値を掲げ取り組んできた結果、令和4年3月末現在で33.0%と平成30年3月末現在の状況から増加は横ばいとなっており、分野によっては依然として格差がみられます。（図表8）

女性の地方議会議員について、内閣府が調査している令和3年度の数値では、全国の市区町村議会に占める女性議員の割合は17.5%、本市の現状は14.3%と平均を下回っている状況で、企業や各種団体などにおいても、意思決定の場で活躍する女性は多いとはいえないのが現状です。

女性が政策・方針などの決定の場へ参画していくためには、広く男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性自身にあっても社会的に力をつけていくことが大切であるため、国政選挙などで男女の候補者数を「できる限り均等」とすることを旨とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を周知することが必要です。

図表8 深川市の審議会・委員会などへの女性委員の登用状況

区分	各年3月末現在	現在数	うち女性数	女性比率
地方自治法第202条の3に基づく審議会など (条例等に基づき設置するもの)	H23	307人	72人	23.5%
	H30	307人	73人	23.8%
	R4	284人	65人	22.9%
地方自治法第180条の5に基づく委員会など (教育委員会、農業委員会など)	H23	44人	4人	9.1%
	H30	43人	7人	16.3%
	R4	43人	7人	16.3%
法律の規定により国の機関が委嘱する委員 (民生委員、人権擁護委員など)	H23	85人	49人	55.7%
	H30	88人	50人	56.8%
	R4	87人	51人	58.6%
上記以外の委員会または委員	H23	430人	158人	36.7%
	H30	391人	144人	36.8%
	R4	410人	149人	36.3%
合計	H23	869人	283人	32.6%
	H30	829人	274人	33.1%
	R4	824人	272人	33.0%

資料：深川市女性登用実態調査

### ＜計画及び施策の基本方向＞ 【女性活躍推進計画】関連

#### （１）市の審議会などへの女性の参画促進 【女性活躍推進計画】

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、市の審議会などへの女性登用の目標を引き続き国と同様の登用目標値である40%に定め、早期実現に努めます。
- ・一方の性別のみで構成されている審議会などの解消に努めます。
- ・委員選任の際は、女性の人材情報の収集・活用により登用の促進に努めます。

#### （２）女性の参画拡大に向けた社会的気運の醸成 【女性活躍推進計画】

- ・事業所や農業・経済団体、町内会などにおいて、意思決定過程への女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。
- ・女性の登用促進に向けた社会的気運の醸成のための啓発・情報提供に努めます。
- ・市の女性職員の管理職への登用については、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を20%以上にする目標の達成に努めます。
- ・性別にかかわらず広く市民の市政への参画機会の拡充に努めます。

### ＜具体的な施策の取り組み＞

#### （1）市の審議会などへの女性の参画促進 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
22	審議会などへの女性委員の登用促進	① 審議会などへの女性登用の目標を引き続き国と同様の登用目標値である40%に定め、人材の情報収集・活用により早期実現に努めます。また、登用状況について広く公表に努めます。 ② 多様な意見が市政に反映されるよう、一方の性別のみで構成されている審議会などの解消に努めます。 ③ 幅広い分野から女性の参画を促進するため、委員選任の際には、重複登用や公募枠などを十分考慮するとともに、関係機関や団体などからの推薦により委員を選考する際は、女性委員の登用を促進するため協力を要請します。	

## (2) 女性の参画拡大に向けた社会的気運の醸成 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
23	女性の登用促進に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政策・方針決定過程などへの女性の参画の重要性について、あらゆる機会を通して啓発・情報提供に努めます。</li> <li>② 事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。</li> </ul>	
24	市の管理職への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市女性職員の管理職への登用について、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を20%以上にする目標の達成に努め、行政における女性の参画を促進します。</li> </ul>	
25	市政への関心を高める機会の充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 性別にかかわらず広く市民、団体からの意見を聴く機会の充実を図り、市政参画への意識の高揚に努めます。</li> <li>② 市民団体、グループなどが行う政治や行政に関する主体的な学習活動の支援に努めます。</li> <li>③ 市民参画型事業の拡充を図る中で、女性の登用促進に努めます。</li> </ul>	



**基本方向2 誰もがともに働きやすい環境づくり**

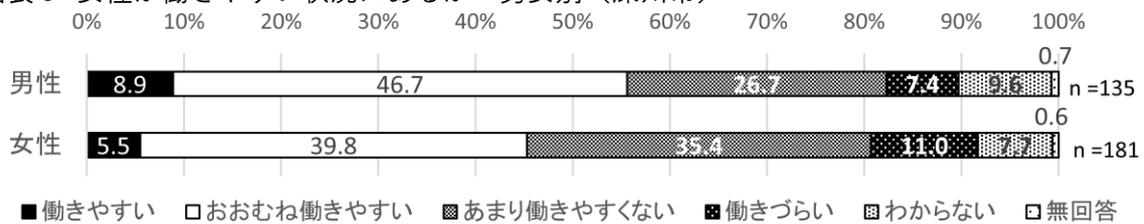
＜現状と課題＞

令和3年度に実施した深川市労働基本調査によると、就業者総数に占める女性の割合は46.1%、男性の割合は53.9%（正規、季節・臨時、パート従業員）となっています。

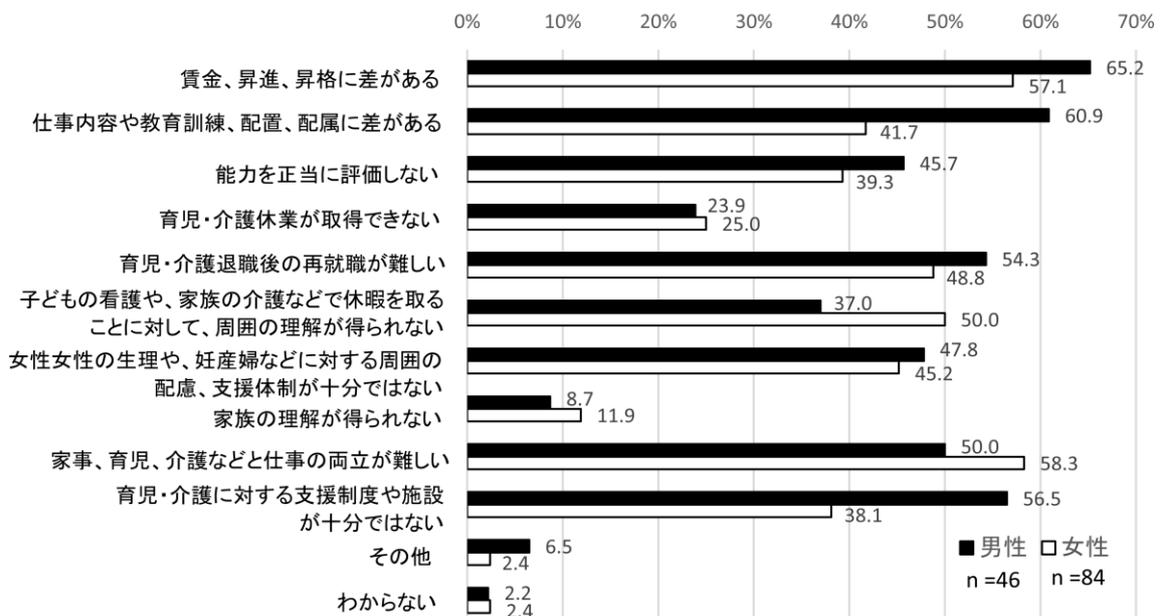
こうした状況の中、同調査における「女性が働きやすい状況にあるか」を確認する設問では、女性は46.4%の人が「働きづらい」や「あまり働きやすくない」と回答しており、男性の34.1%よりも12.3%高い結果となりました。その要因について聞いたところ、女性は「家事、育児、介護などと仕事の両立が難しい」が58.3%と最も高く、次いで「賃金、昇進、昇格に差がある」57.1%、「子どもの看護や、家族の介護などで休暇を取ることに對して、周囲の理解が得られない」50.0%となり、男性は「賃金、昇進、昇格に差がある」が65.2%と最も高く、次いで「仕事内容や、教育訓練、配置、配属に差がある」の60.9%、「育児・介護に対する支援制度や施設が十分ではない」56.5%という結果となりました。（図表10）

これにより、女性は自身や周囲の環境を問題としている回答の割合が高い傾向となっているのに対して、男性は職場や社会の環境面を問題としている回答の割合が高い傾向となり、性別により働きやすいと感じる環境に違いがあることがわかりました。

図表9 女性が働きやすい状況にあるか 男女別（深川市）



図表10 女性が働きづらい、その要因について 男女別（深川市）※複数回答可

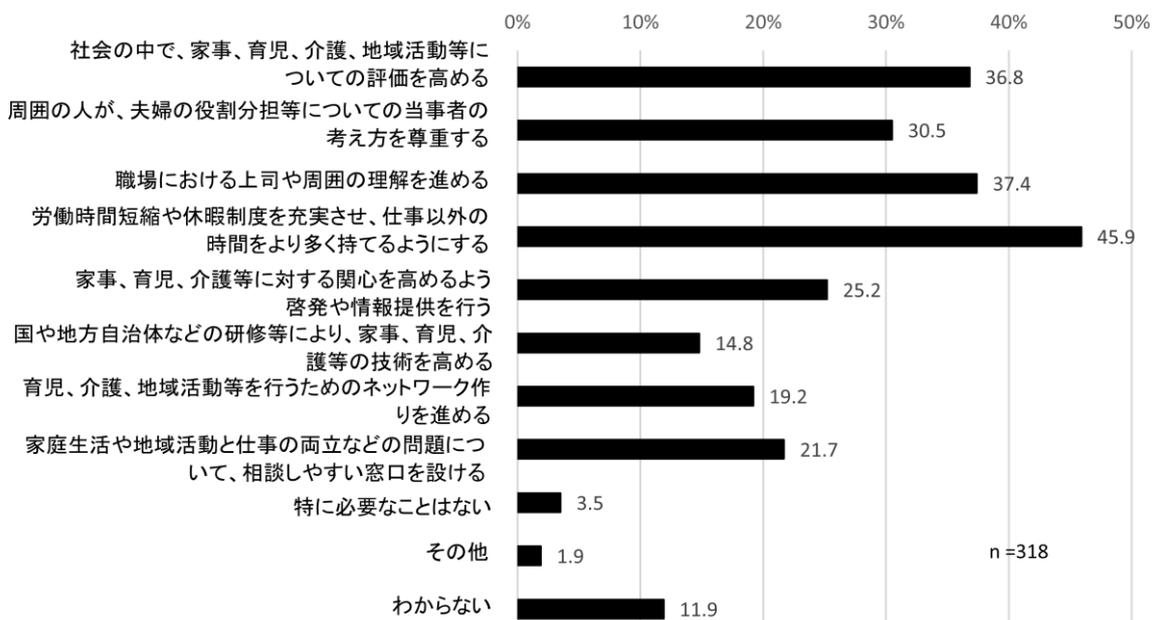


国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、「国民全体の仕事と生活の調和の実現が社会を持続可能で確かなものにするうえで不可欠である」と位置づけ、実現に向けて仕事と子育てや介護など家庭生活の両立のため環境の整備を進めています。

このほか、令和4年4月から女性の採用・登用等の拡大や、職業生活において活躍できる環境を整備することを目的とした改正女性活躍推進法が全面施行され、事業主行動計画の策定や情報公表が義務付けられる事業主の対象が拡大されたほか、同年7月に同法の省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目として、男女の賃金の差異を追加し、常用労働者301人以上の事業主に対する情報公表が義務化されたため、今後、本市においても新たに法令等に定められた取り組みを事業主に周知・促進することが必要となります。

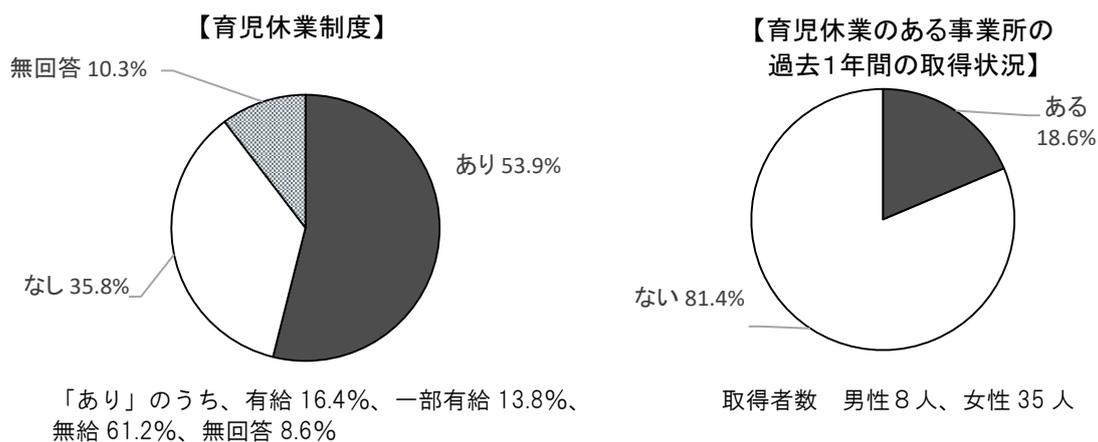
なお、市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして、「労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が45.9%と最も高く、次いで「職場における上司や周囲の理解を進める」が37.4%と、職場環境に関係する回答の割合が高い傾向となっています。（図表11）

図表11 ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと（深川市）※複数回答可

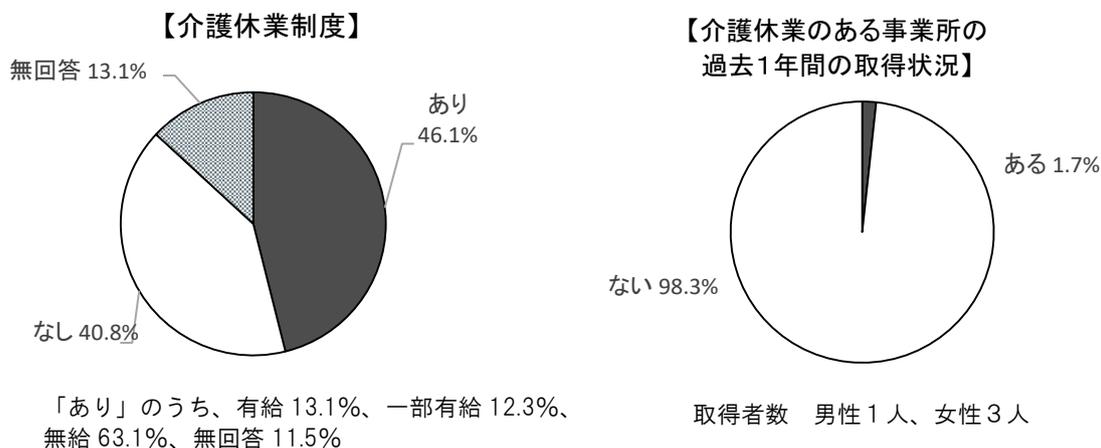


令和3年度に行われた深川市労働基本調査によると育児休業がある市内事業所の割合は53.9%となっており、過去1年間の取得状況としては、男性8人、女性35人となったほか、介護休業がある市内事業所の割合は46.1%となっており、過去1年間の取得状況としては、男性1人、女性3人となりました。(図表12、13)

図表12 市内事業所における育児休業制度の有無と取得状況（深川市）



図表13 市内事業所における介護休業制度の有無と取得状況（深川市）

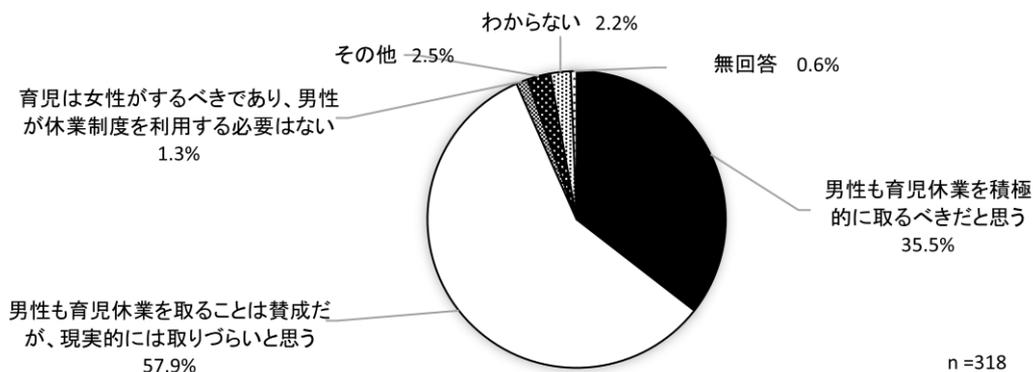


加えて、市民意識調査における「男性の育児休業の利用について」の設問では、「男性も育児休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」が57.9%と最も多く、次いで「男性も育児休暇を積極的に取るべきだと思う」が35.5%となっており、男性の育児休暇を肯定的に捉えている人は合わせて93.4%と高い数値であるものの、実際の取得には至っていない状況にあります。（図表14）

このように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、仕事と子育てや介護など家庭生活の両立のため環境の整備を進めていく必要があります。このことは、本市が抱えている少子高齢化の克服にも寄与する重要な課題となっています。

また、農業や商工業などの自営業では、家族単位で経営されている場合が多く、家族従事者である女性が家業と家庭生活の両面を担っている現状にあるため、必ずしも家業に対する労働が適正に評価されているとはいえません。このため、女性が果たしてきている役割を適正に評価し、経営への参画など地位を確立していくことが必要です。

図表14 男性の育児休業制度について（深川市）



## <計画及び施策の基本方向> 【女性活躍推進計画】関連

### （1）職場における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

- すべての人がともに働きやすい環境づくりに向けて、雇用機会の均等、待遇の確保などが必要となることから、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知徹底と相談体制の充実に努めます。
- 職場内のハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を推進します。

### （2）職業能力の向上と就業支援 【女性活躍推進計画】

- 多様な就業形態に対応した職業能力の向上と技術の習得を支援するため、各種講座などの開催に努めます。
- 就業機会の拡大のため、雇用情報などの提供を図るとともに、起業を目指す人への指導、助言に努めます。

**(3) 仕事と家庭生活の両立支援 【女性活躍推進計画】**

- ・働くすべての人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、多様な保育サービスや介護サービスの充実を図ることや、育児・介護休業法など支援制度の普及啓発に努めます。
- ・コロナ下で広まった多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境づくりや、働き方改革に向けて事業所への理解と協力を働きかけます。

**(4) 自営業などにおける女性の経営参画などへの支援 【女性活躍推進計画】**

- ・農業や商工業などの自営業で活躍する女性の地位向上のため、経営や社会的な意思決定過程に参画できるよう働きかけます。
- ・家族経営協定の普及など労働条件改善に向けた啓発に努めます。
- ・女性が、生産、販売、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修機会の充実や活動を支援します。

**<具体的な施策の取り組み>****(1) 職場における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】**

No.	施策	取り組み	備考
26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	① 事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	項番 48 ①再掲
		② 関係機関と連携して、労働環境に関する相談の充実に努めます。	
		③ 労働基本調査の実施により、労働実態を把握し、関連施策への反映に努めます。	
		④ 女性の多様な就業ニーズが社会的に認識されるよう啓発に努めます。	
27	あらゆるハラスメント防止のための啓発	① ハラスメント防止のため、社会的認識の醸成を図るための啓発に努めます。	項番 15 再掲
		② 事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	

**家族経営協定とは**

農業経営を担っている家族が話し合いを通し、農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲などについて文書で取り決め、家族の役割と責任を明確化するもの。

## (2) 職業能力の向上と就業支援 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
28	職業能力開発・向上のための支援	① 札幌高等技術専門学院等による職業訓練機関の制度周知に努めます。	
29	就業機会拡大に向けた支援	① 関係機関と連携して、雇用情報の提供や就業に関する相談体制の充実に努めます	
		② 情報技術などを活用した新しい就業形態を促進するため、情報提供に努めます。	
		③ 異業種交流により就業情報などについての相互提供が図られるよう、働く婦人の家などの施設の利用促進に努めます。	
30	起業に対する支援	④ 雇用機会の拡大に向けてワークシェアリングの普及・啓発に努めます。	
		① 関係機関と連携して、起業を目指す人への指導、助言を行うとともに、融資制度の活用を図ります。	

## (3) 仕事と家庭生活の両立支援 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
31	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	① ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する社会的気運の醸成のため、様々な機会を通じた啓発に努めます。	
32	多様な保育サービスの充実	① 仕事と育児の両立支援のため、乳児保育、障がい児保育、一時的保育及び開所時間延長など多様な保育サービスの充実に努めます。また、これら多機能な保育環境をさらに充実させた保育施設の整備を検討します。	
		② 保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	項番 38 ③再掲
33	放課後児童対策の促進	① 就労などにより放課後帰宅後も保護者が不在となる児童を対象とした学童保育の充実に努めます。	
		② 児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	項番 38 ④再掲

No.	施策	取り組み	備考
34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	① 育児・介護休業法やパートタイム労働法の普及・啓発に努めます。 ② 事業所における育児・介護休業制度の実態を把握し、関連施策への反映に努めます。 ③ 働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。 ④ 国などの仕事と育児・介護の両立を支援する制度の普及啓発と情報提供に努めます。	項番 42 ④再掲

## (4) 自営業などにおける女性の経営参画などへの支援【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
35	経営などへの女性の参画の促進	① 農業、経済団体と連携して、経営の方針決定過程への女性の参画が促進されるよう啓発に努めます。 ② 農業、経済団体における役員に、女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。	
36	女性の能力を発揮する活動の支援	① 女性が生産、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修会や派遣事業などの充実に努めます。 ② 女性グループなどによる農産物加工や農産物加工品の普及拡大などの活動支援に努めます。 ③ 商工業関係の女性グループの活動支援に努めます。	

### 基本方向3 すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進

#### <現状と課題>

家庭生活においては、基本目標Ⅰの基本方向1の「現状と課題(9ページ)」にあるとおり、世代間に違いはあるものの、性別による固定的役割分担意識の解消は進んでいますが、現状では、家事、育児などをはじめとする家族的責任の多くを女性が担い、男性の日常生活における自立や女性の社会参画を遅らせる状況があります。

町内会、PTAなどの地域活動については、市民意識調査における「地域活動、社会活動などに参加するうえで支障となること」の設問のとおり、男性は「仕事が忙しい」が40.7%と突出して高い結果となり、仕事を持つ男性は参画しづらいという状況がみられます。(図表15)

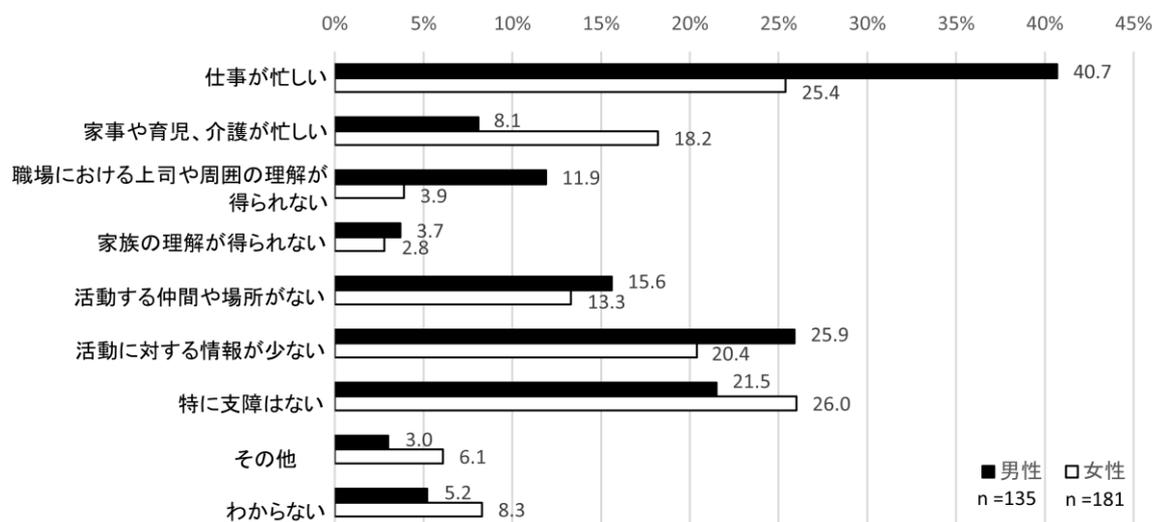
一方、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など社会環境の変化によって、地域では自らの意思と責任のもとに進める住民自治を男女共同参画の視点に立って進めていくことが重要となってきています。

昨今、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考慮し、男性の仕事と家庭・地域活動との両立を期待する声は高まっていますが、男性がバランスのとれたライフスタイルへ変化することによって、女性の負担が軽減し、社会参画の機会を高めるばかりではなく、男性の多様な生き方を広げることにもつながります。

すべての人が自らの生活にあった生き方を選択できるよう、社会的な意識の醸成を図りながら、家庭や地域などの日常生活へ参画しやすい環境を整備していく必要があります。

このほか、女性の視点に立った防災対策の推進や、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことも重要です。

図表15 地域活動、社会活動などに参加するうえで支障となること 男女別(深川市)



**<計画及び施策の基本方向> 【女性活躍推進計画】関連****(1) 家庭生活への男女共同参画の促進 【女性活躍推進計画】**

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を可能とする環境づくりを進めるため、すべての人の積極的な家庭生活への参画を促進するための意識啓発や、家事、子育て、介護等の生活能力の向上に向けた学習機会の提供に努めます。
- 誰もが共同して子育てや介護を担えるよう、相談体制の充実や環境整備に努めます。
- 国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。

**(2) 地域・社会活動における男女共同参画の促進 【女性活躍推進計画】**

- すべての人へ、町内会、PTA 及びボランティア活動などの地域・社会に貢献できる活動への参画を促進するため、男女共同参画意識の醸成に向けた啓発、教育の充実を図るとともに、活動へ参画しやすい環境の整備に努めます。

**(3) 女性の視点に立った防災・復興**

- 災害時などにおける男女のニーズの違いを踏まえ、女性の視点を取り入れた災害対策の充実に努めます。

**(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進**

- 海外の文化や生活習慣などを理解するなかで、国際的な視野に立った男女共同参画についての認識を深めるため、国際交流を通じた学習機会や海外派遣、留学などの参加機会の充実に努めます。



## ＜具体的な施策の取り組み＞

## (1)家庭生活への男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	① 家事・育児・介護への参画について、社会的気運の醸成を図るための啓発に努めます。	
		② 学習機会の充実を図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	項番 8 ②再掲
		③ 国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。	
38	子育てを担うための相談・支援	① 乳幼児の発達段階に応じて、子育てについて適切な情報提供や相談を実施します。(育児相談、各種母子又は父子訪問指導、子育て支援センターの相談、家庭児童相談室の設置など)	
		② 地域における子育て支援事業を行う「子育て支援センター」の機能充実を図るとともに、道営子育て支援住宅の集会所を利用した子育てサロン事業を継続実施し、子育て家庭を支援します。	
		③ 保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	項番 32 ② 再掲
		④ 児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	項番 33 ② 再掲
39	子育て環境の整備	① 育児に関わることのできる環境づくりのため、新設する市の公共施設の多目的トイレ内に、子どものおむつ取替用ベッド等を設置します。	



## (2) 地域・社会活動における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
40	地域・社会活動における男女共同参画への意識啓発	① 地域・社会活動への関心を高め、誰もがともに参画する意識の醸成が図られるよう啓発に努めます。	
41	地域・社会活動への参画意識を育む教育の充実	① ボランティア等の社会奉仕活動への参画意識の醸成のため、地域や社会活動との関わりに努めます。 ② 青少年のボランティア活動への参画機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立って指導者の育成に努めます。	
42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	① 地域・社会活動に関心のある人が求めている情報の提供に努めます。 ② 地域・社会活動団体の活動を支援し、誰もがともに参画できる機会の充実に努めます。 ③ 生涯学習を行っている人々の学習成果が地域・社会活動に生かされるよう活動機会の充実に努めます。 ④ 働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。	項番 34 ③ 再掲

## (3) 女性の視点に立った防災・復興

No.	施策	取り組み	備考
43	防災における男女共同参画への意識啓発等	① 災害時や災害復興時における男女共同参画意識の重要性について啓発し、理解の促進に努めます。 ② 災害時対応や防災備品などについて男女共同参画の視点から適宜見直しを行います。	

## (4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

No.	施策	取り組み	備考
44	国際理解のための学習機会の充実	① 国際理解を深めるとともに、国際協調の精神を養うため、外国人とのコミュニケーションを図る楽しさや、異文化・価値の多様性を学ぶ機会の充実に努めます。	
45	国際交流の推進	① 海外派遣、留学などの参加機会の充実を図ることにより、広い視野と国際的感覚を持った人材の育成に努めます。 ② 異文化の相互理解を深めるため、国際交流団体への支援や関係団体とのネットワーク化を図ることにより、市民レベルでの国際交流の推進に努めます。	